

<報道発表資料>

E-mail: a3050-03@pref.saitama.lg.jp

カテゴリー：お知らせ

令和6年8月23日

令和5年度の大気常時監視結果をお知らせします

(同日発表：さいたま市)

埼玉県では、さいたま市等と連携し年間を通して環境基準が定められた11項目に係る大気汚染の状況を測定しています。

令和5年度の測定結果は、微小粒子状物質（PM2.5）、二酸化硫黄、二酸化窒素、一酸化炭素、浮遊粒子状物質、有害大気汚染物質及びダイオキシン類について、前年度に引き続き全ての有効測定局又は測定地点で環境基準を達成しました。

一方、光化学オキシダントについては、全ての有効測定局で環境基準を達成できませんでした。なお、光化学オキシダントについては、全国においても極めて達成率が低い状況が続いています。

埼玉県では、今後も大気汚染防止法や埼玉県生活環境保全条例に基づく事業者指導、その他大気環境改善に向けた取組を促進するなどにより、大気環境の改善を進めてまいります。

令和5年度における大気汚染状況の測定結果等は次のとおりです。

1 環境基準の達成状況（令和5年度）

物質名	環境基準達成率 (達成局数/有効 測定局数)	物質名	環境基準達成率 (達成地点数/測定 地点数)
微小粒子状物質 (PM2.5)	100% (66/66)	ベンゼン	100% (23/23)
二酸化硫黄 (SO ₂)	100% (26/26)	トリクロロエチレン	100% (18/18)
二酸化窒素 (NO ₂)	100% (77/77)	テトラクロロエチレン	100% (18/18)
一酸化炭素 (CO)	100% (10/10)	ジクロロメタン	100% (18/18)
浮遊粒子状物質 (SPM)	100% (79/79)	ダイオキシン類	100% (11/11)
光化学オキシダ ント (Ox)	0% (0/55)		

2 測定結果の詳細

測定結果の詳細は大気環境課のホームページを御覧ください。

<https://www.pref.saitama.lg.jp/a0504/taikikankyoutyousa/index.html>

<参考> 主要6物質について

① 環境基準

物質名	環境基準（設定年月日）
微小粒子状物質 (PM2.5)	1年平均値が $15 \mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下（長期基準）であり、かつ、1日平均値が $35 \mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下（短期基準）であること。（H21.9.9 告示）
二酸化硫黄 (SO ₂)	1時間値の1日平均値が 0.04ppm 以下であり、かつ、1時間値が 0.1ppm 以下であること。（S48.5.16 告示）
二酸化窒素 (NO ₂)	1時間値の1日平均値が 0.04ppm から 0.06ppm までのゾーン内又はそれ以下であること。（S53.7.11 告示）
一酸化炭素 (CO)	1時間値の1日平均値が 10ppm 以下であり、かつ、1時間値の8時間平均値が 20ppm 以下であること。（S48.5.8 告示）
浮遊粒子状物質 (SPM)	1時間値の1日平均値が $0.10 \text{mg}/\text{m}^3$ 以下であり、かつ、1時間値が $0.20 \text{mg}/\text{m}^3$ 以下であること。（S48.5.8 告示）
光化学オキシダント (Ox)	1時間値が 0.06ppm 以下であること。（S48.5.8 告示）

② 評価方法

○ 微小粒子状物質 (PM2.5)

長期基準に関する評価は、1年平均値を環境基準と比較し、短期基準に関する評価は1日平均値のうち、低い方から数えて98%目にあたる値（1日平均値の年間98%値）を環境基準と比較する。

長期基準及び短期基準を両方満たした場合について、環境基準が達成されたと判断する。

○ 二酸化硫黄 (SO₂)、一酸化炭素 (CO) 及び浮遊粒子状物質 (SPM)

1年間の測定を通じて得られた1日平均値のうち、高い方から数えて2%の範囲にある測定値を除外した後の最高値（1日平均値の年間2%除外値）を環境基準と比較して評価を行う。ただし、上記の評価方法にかかわらず環境基準を超える日が2日以上連続した場合には非達成とする。

○ 二酸化窒素 (NO₂)

1年間の測定を通じて得られた1日平均値のうち、低い方から数えて98%目にあたる値（1日平均値の年間98%値）を環境基準と比較して評価を行う。

○ 光化学オキシダント(Ox)

1年間を通じて得られた5時から20時の1時間値を環境基準と比較して評価を行う。

③ 大気汚染の状況を測定している自治体

埼玉県(46局)、さいたま市(14局)、川越市(4局)、川口市(6局)、所沢市(5局)、越谷市(2局)、草加市(3局)

※県全体で80局あり、局によって測定している物質が異なります。

④ 有効測定局

光化学オキシダントについては、昼間(5時から20時まで)の測定時間が1時間以上の測定局をいう。

微小粒子状物質については、有効測定日数(1日の測定時間が20時間以上の測定日)が250日以上の測定局をいう。

二酸化硫黄、二酸化窒素、一酸化炭素、浮遊粒子状物質については、年間の測定時間が6,000時間以上の測定局をいう。

なお、令和5年度について、県全体で80局で測定しましたが、全ての局について有効測定局の要件を満たしていません。